

議案第 38 号

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国家公務員及び千葉県職員に係る給与制度の総合的見直しに準拠し、市職員に係る給料表等の改定を行うためである。

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第18条の5第1項中「休日等に」を「休日等(以下「週休日等」という。)に」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第18条の2に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第18条の5第3項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

附則第5項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,200	176,200	225,600	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	140,300	177,900	227,200	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	141,600	179,600	228,800	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	142,700	181,300	230,300	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	143,800	182,800	231,800	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	144,900	184,600	233,400	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	146,000	186,400	234,900	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	147,100	188,100	236,300	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	148,200	189,700	237,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	149,700	191,500	239,300	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	151,000	193,300	240,800	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	152,300	195,100	242,300	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	153,600	196,700	243,800	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	155,100	198,500	245,200	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	156,600	200,300	246,500	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	158,300	202,100	247,800	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	159,600	203,900	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	161,100	205,700	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	162,600	207,400	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	164,100	209,200	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	165,500	210,600	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	168,300	212,400	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	170,900	214,100	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	173,500	215,900	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	176,200	217,600	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	177,900	219,200	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	179,600	220,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	181,300	222,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	182,800	223,700	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	184,600	225,300	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	186,400	226,900	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	188,100	228,400	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	189,700	229,800	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	191,200	231,300	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	192,700	232,700	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	194,200	234,000	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	195,500	235,300	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38	196,800	236,400	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	198,100	237,500	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	199,400	238,700	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	200,800	239,900	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	202,100	241,200	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	203,400	242,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	204,700	243,700	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	205,900	244,600	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300

## 再任職員以外の職員

46	207,100	246,100	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	208,400	247,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	209,700	249,200	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	210,800	250,600	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	211,800	252,000	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	212,800	253,400	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	213,800	254,800	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	214,900	256,000	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	215,700	257,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	216,600	258,700	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	217,500	260,100	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	218,200	261,400	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	219,100	262,500	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,900	263,800	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,800	265,100	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	221,500	266,200	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	222,400	267,300	323,400	362,900	379,400	401,800	443,000
63	223,300	268,600	324,200	363,600	380,000	402,100	443,300
64	224,200	269,900	325,000	364,300	380,600	402,400	443,600
65	224,800	271,000	325,900	364,600	381,000	402,700	443,900
66	225,700	272,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,600	273,100	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,700	274,200	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	275,400	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	276,400	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	277,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	278,300	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	279,100	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	280,000	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	280,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	281,700	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	282,700	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	283,500	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	284,300	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	285,100	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	285,900	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	286,400	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	286,800	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	287,300	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	287,400	336,800	375,400	388,700	407,900	
86	241,000	287,800	337,200	375,900	389,000	408,200	
87	241,700	288,000	337,700	376,300	389,300	408,500	
88	242,400	288,400	338,100	376,700	389,500	408,700	
89	243,100	288,600	338,400	377,100	389,700	408,900	
90	243,600	288,800	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	289,200	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	289,500	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	289,800	339,900	378,700	390,700		
94			340,300	379,200	391,000		
95			340,800	379,600	391,300		
96			341,200	380,000	391,500		
97			341,300	380,300	391,700		
98			341,800	380,800	392,000		
99			342,200	381,200	392,300		

	100			342,500	381,600	392,500			
	101			342,800	381,900	392,700			
	102			343,200	382,400	393,000			
	103			343,600	382,800	393,300			
	104			344,000	383,200	393,500			
	105			344,500	383,500	393,700			
	106			344,900	384,000	394,000			
	107			345,300	384,400	394,300			
	108			345,700	384,800	394,500			
	109			346,200	385,100	394,700			
	110			346,600	385,600	395,000			
	111			346,900	386,000	395,300			
	112			347,200	386,400	395,500			
	113			347,700	386,700	395,700			
	114				387,200				
	115				387,600				
	116				388,000				
	117				388,300				
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(流山市職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員

との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 附則第3項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年流山市条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第3項の規定による給料を支給される職員に関する流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年流山市条例第41号）附則第7項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年流山市条例第 号）附則第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成31年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

8 切替日から平成31年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する流山市職員の給与に関する条例第18条の3第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

（規則への委任）

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるところによる。

議案第 39 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 被保険者均等割及び世帯別平等割に係る保険料の減額する基準を引き上げ、保険料の負担を軽減するためである。



## 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第7条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第20条第1項第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附則第5条を次のように改める。

### 第5条 削除

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。